

講演

平成の刑事司法を巡る法整備とその運用の実際について

仙台高等検察庁検事長 大谷 晃 大

はじめに

平成が間もなく終わろうとしている。そこで、平成の30年間を振り返り、刑事司法を巡る法整備とその運用の実際について述懐してみたい。ただし、限られた時間でそのすべてを語ることは困難であることから、特に検察実務に大きな影響を与えた法整備について見ていきたい。

このような観点から、特に重要と思われるものは、①裁判員制度の導入、②犯罪被害者関連の法整備、③取調べの録音・録画の義務化である。このうち、裁判員制度については、昨年、秋吉仙台高裁長官が講演されたので、後の法整備についてお話ししたい。なお、意見等にわたる部分は、私見であることをお断りしておく。

犯罪被害者関連の法整備について

この法整備については、手続法に関するものが中心となる。もっとも、実体法（刑法）に係る法整備で、個人的法益に関する罪の改正は、多かれ少なかれ、被害者の保護に関係する。重要なものとしては、自動車運転による過失致死傷罪、窃盗罪に関する改正があるが、ここでは、性犯罪に関するものだけにとどめ、一連の法整備を別添資料のとおり整理した。

現行刑事訴訟法制定時、犯罪被害者（以下「被害者」と言う。）

に関する規定は、告訴権者としての規定があるだけだった。その意味で、12年の法整備は、被害者保護に関する初の本格的な法改正であり、特に意見陳述制度は、被害

者が一定の範囲で刑事裁判に主体的に関与できる制度を初めて導入したもので、その意義は大きい。実際、ここ数年の統計を見ると、年間1800人前後の被害者がこの制度を活用している。その導入に当たっては、量刑が不当に重くなるおそれがある等の理由から反対する意見もあったが、これまでの運用状況に照らし、そのような結果は実証されていない。

16年の検察審査会法の改正は、裁判員制度と軌を一にして検討されたものであり、公訴権行使により直截に民意を反映させ、同行使をより一層適正なものとするとの趣旨で行われた。29年までの間に、起訴議決により公訴の提起がなされて裁判が確定した事件の人員は、8件10人であるところ、有

罪となったのは2人で、社会の耳目を集めた事件はすべて無罪・免訴等となっている。この結果をどう評価するかは、刑事裁判に何を求めるのか（刑事裁判の目的は何か）という考え方によって意見が分かれるところであろう。

16年に成立した犯罪被害者等基本法により、国は被害者のための施策を総合的に策定し、実施する責務を負うこととなり、法務省に對しては、①損害賠償請求についての援助等、②刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等が立法課題として挙げられ、これが19年改正につながった。

18年の法整備は、それまでの制度では没収・追徴の対象とならなかった犯罪被害財産について、一定の要件の下にこれを可能とした上で、没収等した財産を被害者に支給する手続を定めたものである。

19年の法整備で導入した被害者参加制度は、犯罪被害者等基本法が基本理念として示した被害者の

尊厳にふさわしい処遇の一環として創設された制度である。その導入に当たっては、一部で強い反対意見があったが、その理由の一部は、多分に主観的で合理性に疑義があり、また、一定の合理性のある指摘に対しては、その指摘された懸念を解消するに足りる要件が十分に工夫された。ここ数年の統計を見ると、年間約1400人の被害者がこの制度を活用している。同制度は、導入後、概ね問題のない運用が行われ、刑事実務において安定した制度として定着しており、前記反対意見において示された問題点も、これまで有意的な資料等により実証されたものは見当たらない。

取調への

録音・録画について

18年から、検察は、裁判員裁判対象事件における身柄拘束中の被疑者について、取調への録音・録画の試行を開始した。当初は、裁判員裁判において自白調書の任意性を分かりやすく立証できるよう

にすることに主眼があったが、その後、順次、その対象及び範囲を拡大し、26年以降は、①裁判員裁判対象事件、②知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者に係る事件、③精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件、④検察独自捜査事件における身柄拘束中の被疑者について、自白の有無にかかわらず、原則的に取調への全過程を録音・録画しているほか、これ以外の被疑者あるいは被害者・参考人についても、一定の要件の下に取調への録音・録画を行っている。その結果、捜査段階の自白の任意性が争われることがほぼなくなつたほか、種々の効用が認められている。

このように、取調への録音・録画については、検察実務の運用として始まったが、28年の法整備において、刑事訴訟法の改正により、前記①④について、取調への全過程の録音・録画が義務化された。この改正法は、来年6月2日までに施行されるが、検察におい

ては義務化された対象事件よりはるかに広範囲に取調への録音・録画を行ってことから、施行後

においても特段の問題は生じないと考えている。

犯罪被害者関連の法整備

平成12年の法整備

- 刑事訴訟法の一部改正
 - ①証人の負担軽減のための措置、②性犯罪の告訴期間の撤廃
 - ③犯罪被害者等による意見陳述
- 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定
 - ①公判傍聴の配慮義務、②公判記録の閲覧謄写の機会の付与
 - ③民事紛争についての刑事訴訟手続における和解

平成16年の法整備

- 検察審査会法の一部改正
- 刑法の一部改正 → 性犯罪の構成要件・法定刑の見直し
- 犯罪被害者等基本法の制定

平成18年の法整備

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正
- 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の制定

平成19年の法整備

●刑事訴訟法の一部改正

①被害者参加制度、②犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度

●犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

- ①「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に法律名を変更（以下「犯罪被害者等保護法」という。）、②損害賠償命令制度
③公判記録の閲覧謄写の範囲の拡大

平成20年の法整備

●犯罪被害者等保護法等の一部改正 → 国選被害者参加弁護士制度

平成25年の法整備

●犯罪被害者等保護法等の一部改正

→ 被害者参加人が公判期日に出席した場合の旅費、日当及び宿泊費の国庫負担

平成28年の法整備

●刑事訴訟法の一部改正

- ①ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、②証人等の氏名・住居の開示に係る措置
③公開の法廷における証人等の氏名等の秘匿措置

平成29年の法整備

●刑法の一部改正

- ①性犯罪の構成要件・法定刑の見直し、②性犯罪の非親告罪化

学会記事

2018年11月10日、東北大学法学部において、本学会の2018年度大会が開催された。

プログラム

13:30 報告「同性婚容認後のフランスの家族法」
東北大学准教授 石綿 はる美氏

14:40 講演「平成の刑事司法を巡る法整備とその運用の実情について」
仙台高等検察庁検事長 大谷 晃大氏

15:45 総会

16:00 報告「個人の二重ローン問題について」
弁護士 小向 俊和氏

18:00 懇親会

同日に開かれた総会においては、2017年度の決算報告が承認されたほか、小泉健氏、堀内健志氏、松岡勝実氏の理事再任、樺島博志氏、西岡晋氏の理事の改選、鈴木法日児氏の監事再任、荒中氏の監事改選が承認された。